

# 文教警察企業常任委員会会議録

平成30年11月1日

場 所 第3委員会室

平成30年11月1日(木曜日)

施設管理課長 山下 正次  
総合制御課長 上石 浩

午前9時52分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

・一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第四期指定(再公募)について

出席委員(6人)

委員長	渡辺 創
副委員長	日高 陽一
委員	徳重 忠夫
委員	横田 照夫
委員	河野 哲也
委員	凶師 博規

欠席委員(1人)

委員	中野 廣明
----	-------

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企業局

企業局長	凶師 雄一
副局長 (総括)	佐野 詔藏
副局長 (技術)	土屋 喜弘
技監	喜田 勝彦
総務課長	奥 浩一
経営企画監	新穂 浩一
工務課長	平松 信一
電気課長	森本 誠二

事務局職員出席者

政策調査課主査 甲斐 健一  
議事課主任主事 石山 敬祐

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時53分休憩

午前10時1分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○凶師企業局長 おはようございます。企業局でございます。よろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に、1件御報告を申し上げます。

地域振興事業についてでございます。先日の台風24号の接近に伴いまして、一ツ瀬川の県民ゴルフ場でございますけれども、9月30日に全面冠水をいたしまして、全面休業を余儀なくされておりました。その後、指定管理者において、コース復旧等に取り組みまして、10月13日より全面的に営業再開となったところでございます。

企業局といたしましては、引き続き、地域振

興事業を初め3事業の円滑な推進を図ってまいりますので、委員の皆様方におかれましては、今後とも御支援・御指導賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って資料の説明をさせていただきます。

お配りしております委員会資料の表紙をおめくりください。

企業局では、今回、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第四期指定の再公募につきまして、御報告させていただきます。

詳細につきましては、経営企画監より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

**○新穂経営企画監** 私から、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第四期指定（再公募）について御報告いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。

企業局では、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。今年度末で第三期指定期間が終了することから、来年度からの第四期指定管理者を募集したところですが、当初の募集において申請がなかったことから、今回、再公募を行うものであります。

まず、1の施設の概要であります。ゴルフコース、サービスセンター及び駐車場でありまして、現在の指定管理者は一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター、指定期間は平成26年度からの5年間となっております。

2の当初の募集状況であります。まず、(1)の募集概要につきましては、募集期間を7月2日からの2カ月間としており、県公報やホーム

ページへの掲載のほか、現地説明会やゴルフ場経営者の会合での説明などを行いましたが、(2)の申請者につきましては、最終的にないという状況でありました。

3の再公募の募集方針（案）についてであります。なお、当初の募集方針より変更する箇所につきましては、項目に「変更あり」と記載しております。

まず、(1)の業務の範囲から(3)の利用料金までにつきましては、当初の募集から変更はありません。

2ページをお開きください。(4)の納付金額であります。ここを変更しております。今回、当初の募集におきましては、現在の指定管理者が申請を見送るとともに、申請のあった団体も最終的に辞退したところであります。これらの団体に対し聞き取りを行ったところ、利用者が減少傾向にある中、納付金を定額で納付しなければならないことが、申請への一番の支障となったとのことであります。

これを踏まえまして、再公募におきましては、指定管理者のリスクを低減するために、納付金額につきまして、必要な見直しを行うこととしたところであります。

なお、(4)の納付金額とその下の(5)の募集概要につきましては、当初の募集と再公募との比較につきまして、5ページに記載をしておりますので、こちらのほうで御説明いたします。5ページをお開きください。

左側が当初の募集要領で、右側が再公募の案であります。まず、(4)①の基本納付金額であります。左側にあります当初の年額1,900万円から、右側のとおり年額1,630万円に変更いたします。

なお、当初の基本納付金額につきましては、

近年、減少傾向にある利用者数の推移を踏まえて、現在よりも少なく設定した利用者数でも、指定管理者が赤字にならない水準として設定した金額ではありますが、再公募に当たり、指定管理者の負担軽減をさらに考慮しまして、今回は目標とする利用者数がある程度下回った場合でも、指定管理者が一定額の黒字を確保できる水準として設定したところであります。

また、②ですが、左側の当初の募集では、追加納付金額としまして、年間利用者数が3万1,500人を超えた場合は、超えた人数に対して1人当たり1,000円の追加納付をしてもらうこととしておりました。

一方、右側の再公募に当たりましては、①の場合の指定管理者の一年度の利用料金収入及びカート料金収入の合計額を基準収入額7,590万円とし、この額と実際の指定管理者の年度収入額に差額が生じた場合は、納付金の増減を行うことといたします。

具体的に申し上げますと、アの年度収入額が基準収入額を上回った場合につきましては、基準収入額との差額の2分の1を基本納付金から増額いたします。逆にイの年度収入額が基準収入額を下回った場合につきましては、基準収入額との差額を基本納付金から減額することとしております。

これによりまして、不測の事態による収入減をある程度補償することができると考えております。

また、③のその他であります。左側の当初の募集では、天災等の指定管理者の責めに帰することができない事由により、連続5日間を超えて営業できない場合で、企業局が営業上支障があると認める場合には、その日数の5日間を超える日数について、1日当たり5万2,000円を

乗じた額を納付金の額から減免することとしておりました。

一方、右側の再公募に当たりましては、同じく天災等の指定管理者の責めに帰することができない事由により営業できない場合で、企業局が営業上重大な支障があったと認める場合には、例外的な取り扱いとして、企業局と指定管理者との協議により、さらに納付金の額を減額できる形に改めております。

これによりまして、指定管理者のリスクをより一層低減した内容となっております。

(5)の募集概要につきましては、①の募集期間を2カ月間としておりましたが、右側の再公募では、11月8日から30日までの3週間といたします。

再度、2ページにお戻りください。ページの中ほどの点線の四角囲みの中に、納付金額についてわかりやすく例示しておりますので、御参照ください。

続きまして、(6)の資格要件につきましては、当初の募集と同じく、①から⑧に掲げる要件としております。

3ページをごらんください。(7)の選定につきましては、6月の常任委員会でも御説明しましたが、①の審査の流れの表の内容の欄にありますように、申請書類に基づく資格審査の後に、外部委員で構成します指定管理候補者選定委員会において、申請者からヒアリングを行い、審査を行いまして、その審査結果を企業局長で構成します指定管理候補者選定会議で確認の上で指定管理候補者を選定することとしております。

なお、②に指定管理候補者選定委員会委員の名簿を、③に指定管理候補者選定会議委員の名簿を記載しております。

(8)の選定基準であります。①の「住民

の平等な利用が確保されること」から、⑤の「事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること」までの5つの基準で審査することとしております。

4ページをお開きください。(9)審査の項目と配点についてであります。表の左側の欄にあります、先ほど御説明しました選定基準ごとに中央の欄の審査項目に掲げている項目について審査を行い、採点を行うこととしております。

なお、(6)の資格要件から(9)の審査項目につきましては、当初の募集から変更しておりません。

最後に、4のスケジュールであります。10月19日の第2回の選定委員会で再公募に係る募集方針等を検討したところでありますが、今後、11月8日からの3週間の募集期間を経て、12月中旬に選定委員会による審査を行うこととしております。その後、12月下旬の選定会議で選定委員会の審査結果を確認した上で指定管理候補者を選定いたしまして、2月定例県議会にお諮りする予定としております。

説明は以上であります。

○**渡辺委員長** 説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○**徳重委員** 再募集ということになっておりますが、それでも候補者がいないという可能性をどう見て、考えていらっしゃるのか。

○**新穂経営企画監** 今回は条件を下げておりますので、指定管理者の目標とする人数から減った場合でも、納付金を下げることによりまして指定管理者のリスクというのを減らしております。それで募集があるものとは考えておりますが、現在の指定管理者、そして前回応募してくださった方を中心に、また応募していただけるよう、こちらから一応説明には伺いたいと考え

ております。

○**徳重委員** やはり経営する以上、もうけがなければいけないわけですよね。いろんなリスクがあるわけですから、とんとはやる人はいないだろうと想定するわけで。だから、経営をしていくというのは、人件費その他、利用客が少なくとも必要な経費は要るわけですから、そう考えますときに、かなりの剰余金が出てこない、受ける人はいないんじゃないかなという気がするものですから、そこ辺をどう考えていらっしゃるのかなと思ったところですが、いかがでしょう。

○**新穂経営企画監** 今回は基本納付金額を1,630万円ということで、前回の1,900万円よりも下げております。これは、大体、目標としては3万1,500人というのを掲げて、そこに向けて努力してもらおう予定ではありますけれども、近年2カ年では3万人というような利用者数ですので、3万人の場合でも、指定管理者が100万円程度の利益が出るように、この1,630万円という金額を定めたところであります。

○**徳重委員** もう最後にしますが、今、100万円という数字を出されましたが、なかなかそれでは厳しいのかなという気がするわけで。もう少し幅を持って、指定管理者に利益をもたらせるような考え方をすべきじゃないかなという気がするんですが、最低ラインの額を上げていくことは考えられないのかどうか。

○**新穂経営企画監** 我々は納付金をいただきまして、それで地域振興事業会計の備品を買ったり、若干の給与、あるいは交付金とか、いろいろな支払いをしていかなければなりません。この1,630万円でも会計を維持していくというのがぎりぎりの線です。これ以上下げますと赤字になるという線がここになっております。

ただし、万が一、指定管理者の収入が減った場合には、今回の減額条項を設けておりますので、それで指定管理者の利益は一定額は確保されるところと考えております。

○横田委員 基準収入額の7,590万円は、指定管理者が経営として成り立っていく最低の数字という判断でよろしいのでしょうか。

○新穂経営企画監 これは人が来た場合には、利用料金とカート収入が、それだけもうけになるという数字でして、これが大体3万人来たときの数字であります。このほかに指定管理者の収入といたしましては、レストランの収入あるいは物品販売の収入がありますけれども、それを合計いたしますと、先ほども申し上げましたとおり、100万円程度の利益は出るというような数字でございます。

○横田委員 100万円ぐらいの利益が出る額が7,590万円、それを下回った場合はその額を減額するということだし、さらに重大な支障があった場合は、またそれも減額するということだから、指定管理者としては、ほとんど経営は成り立っていくという判断でいいんですね。

○新穂経営企画監 これは3万人を想定した数字でありまして、先ほど申しましたレストランと物品販売という収入は入っていませんので、3万人を切りますと、若干ではあります指定管理者の収入も減っていきます。そして、想定したところ、2万8,000人で指定管理者の収支がとんとんになるというふうに算定しております。ですから、それを切っていくと、指定管理者も赤字になる可能性はございます。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

この後現地も見て、そこでも御説明をと思いますが。

○図師企業局長 済みません、ちょっと余計な

ことかもしれませんけれども、私の現在の考えを少しお話させていただきたいと思います。

ことは特に台風が何回も来まして、冠水が多かったんですけれども、多分、過去最低になるかと思えます。平成28、29年度も大体3万人前後ということでもかなり低かったんですけれども、それ以前は、3万2,000～3万3,000人ぐらいはお越しいただいておりました。それが平成28、29年度で3万人前後になった理由というのは、利用者がだんだん少なくなってきているのももちろんありますけれども、平成28年度に、9月でしたが、やはり一度冠水をいたしました。その後、コースコンディションも若干悪くなりましたし、28年度は雨の日が多く、それから冬は寒かったこともございまして、台風での冠水がちょっと一つの引き金になって、その後、なかなか復活しなかったという部分がございます。ですから、やはり河川敷がつかること、これが最大のリスクだろうなと思っています。

今回、納付金の説明をさせていただきましたけれども、大体平成28、29年度の利用者数ぐらいを想定して、指定管理者が赤字にならない数字にいたしまして、それでもさらに利用者数が少ない、収益が上がらないという場合でも、さらに納付金額を減免する規定をここに入れております。ですから、私どもとしては最大限配慮したと思っております。

悪いほうばかりじゃなくて、プラスの方向を考えますと、河川敷がつかるとのリスクは一応置いておいて、営業努力をすれば、2～3年前まで3万2,000～3万3,000人お越しいただいていたわけでございます。ことしも台風でつかった後は、近隣の方を中心としてたくさんの方に越しいただいております。ゴルフ場のコースコンディションというのは完璧ではないんですけ

平成30年11月1日(木)

れども、それでもたくさんの方にお越しいただいておりますので、やはり営業努力をしっかりとやれば、一定の方にお越しいただけるんじゃないかというところもございまして、今そこを次の指定管理者には期待をしているところでございます。指定管理者にとってもバラ色の募集要領ではないことは承知しておりますけれども、しかし一定の努力をすることで、まだまだ利用者数の増も見込めると。

一方で、冠水の場合でも、企業局が最大限のリスクをとるというところも入れておりますので、何とか指定管理者に応募していただいて、この一ツ瀬川のゴルフ場が今後も継続できるように期待をしている。私どもとしても、これまで以上に指定管理者と一緒に、この一ツ瀬川ゴルフ場を今後ともしっかりと存続していきたいと考えているところでございます。

この後、現地を見ていただきますので、また現地においても御質問等をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。

それでは、この件については終了したいと思います。その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

---

午前10時26分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって本日の

委員会を終了いたします。

午前10時26分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創